

一般社団法人体表解剖学研究会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人体表解剖学研究会と称し、英文では Society for Surface Anatomy と表示する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都杉並区西荻北2丁目6番6-201号に置く。

(目的)

第3条 当法人は、筋・骨・神経等運動器系の構造を3次元的に理解し、体表から触察し位置を説明できる指導者を育成すること、その成果をセミナーやメディア等を通し、広く普及させるとともに、医療の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 講師勉強会
- (2) 運動器系体表解剖セミナー
- (3) 講師認定試験
- (4) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告方法)

第5条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会員・社員

(資格)

第6条 当法人の会員は、次の三種とし、正会員をもって一般社団・財団法人法上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会し、当法人が主催する講師勉強会に参加している者
- (2) 休会員 会員のうち当法人が主催する講師勉強会に参加していない者
- (3) 名誉会員 当法人に多大の功績があった者で、理事会の推薦を受けた者

(入会と退会及び休会と復会)

第7条 当法人の正会員になろうとする者は、当法人が主催する講師認定試験に合格した後、入会申込書を会長に提出しなければならない。

- 2 当法人の正会員は、その旨を会長に届けて退会、休会、復会することができる。
- 3 会費を2年以上滞納した正会員は、理事会の決議を経て退会したものとみなす。
- 4 休会の期限は2年とし、復会しないときは退会したものとみなす。
- 5 正会員が死亡したときは退会したものとみなす。

(除名)

第8条 正会員が当法人の名誉を毀損し、又はこの法人の目的に反するような行為を行なった場合は、社員総会の特別決議により除名することができる。

(会費)

第9条 正会員は、社員総会で別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 休会中は、別に定める会費を納入しなければならない。

(抛出金品の不返還)

第10条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は返還しないものとする。

第3章 役員

(種別)

第11条 本会に次の役員をおく。

理事 5名以上

監事 1名以上

- 2 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事をもって会長とする。また若干名を副会長とすることができる。

(選出等)

第12条 理事及び監事は、社員総会の決議により社員の中から選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議により理事の中から選任する。
- 3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者または3親等以内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 4 監事は、当法人またはその子法人の理事もしくは使用人を兼ねることができない。

(職責)

- 第13条 会長は、代表理事として当法人を代表し、業務を統轄する。
- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
 - 3 理事は、業務を執行する。
 - 4 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(任期)

- 第14条 役員は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 増員又は補欠役員は、他の役員又は前任者の残任期間と同一とする。
 - 3 辞任又は任期満了の場合においても、第11条に定める定数に満たなくなるときは、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行なわなければならない。
 - 4 役員は、再任を妨げない。

(解任)

- 第15条 役員が次のいずれかに該当する場合には、社員総会の議決に基づき解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の決議によらなければならない。
- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(その他の機関)

- 第16条 当法人に、顧問及び相談役をおくことができる。
- 2 顧問及び相談役は理事会に出席し、意見を述べることができる。

(事務局)

- 第17条 当法人の事務を処理するため事務局を置く。
- 2 事務局に事務局長を置くことができる。

第4章 会議

(種別)

- 第18条 会議は、社員総会及び理事会とし、社員総会は定時社員総会及び臨時社員総会と

する。

(構成)

- 第 19 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。
理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権能)

- 第 20 条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) 当法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長の選定及び解職

(開催)

- 第 21 条 定時社員総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。
- 2 臨時社員総会は、理事会が必要と認めたとき又は会員の 5 分の 1 以上若しくは監事から会議の目的たる事項を記載した書面によって開催の請求があったとき開催する。
 - 3 理事会は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回開催することとし、会長が必要と認めたときは、随時開催する。

(招集)

- 第 22 条 会議は、会長が招集する。
- 2 会議を招集するには、その会議の構成員に対し会議の目的たる事項及びその内容並びに日時、場所を示して社員総会は 2 週間以前、理事会は 1 週間以前に通知しなければならない。

(議長)

- 第 23 条 社員総会の議長は、その総会において出席社員の中から選出する。
- 2 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

- 第 24 条 社員総会は、構成員の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 2 理事会は、構成員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第 25 条 会議の議事は、法令または定款で別に定められた場合を除き、出席構成員の過半

数同意をもって決する。

(書面決議)

第 26 条 やむをえない理由のため会議に出席できない会員又はその他の会議構成員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合は、前 2 条の規定の適用について出席したものと見なす。

(議事録)

第 27 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 構成員の現在員数、出席者数
- (3) 開催目的、審議事項
- (4) 議事の経過の概要
- (5) 議決事項

(監事の出席)

第 28 条 監事は、会議に出席して意見をのべることができる。

(委員会)

第 29 条 会長が必要と認めるときは、委員会を設置することができる。

第 5 章 資産及び会計

(資産の管理)

第 30 条 本会の資産は、会長がこれを管理し、その方法は理事会の決議による。

(経費の負担)

第 31 条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時および正会員は、毎年、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(予算決算)

第 32 条 当法人の収支予算は、年度開始前に会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 年度開始前に予算が成立しないときは、成立する日まで前年度予算を施行する。
- 3 前項による収支は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。
- 4 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を

作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告書の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

(事業年度)

第33条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第6章 会則の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 この定款を変更しようとするときは、社員総会において総社員の半数以上で総社員の議決権の3分の2以上の同意を得なければ変更することができない。

(解散残余財産の帰属)

第35条 当法人の解散は、社員総会において総社員の半数以上で総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数による議決を経なければならない。

- 2 当法人が清算するときに有する残余財産は、社員総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 附則

(委任)

第36条 この定款の施行について必要な事項は、この定款で定めたものを除いて、理事会の決議を経て別に定める。

(最初の会費等)

第37条 第9条の定めにかかわらず、最初の社員総会が開催されるまでの間、当法人への入会金、年会費は、次に挙げる額とする。

- (1) 入会金 1,000円 (入会時に支払うものとする)
- (2) 年会費 5,000円 (入会時に支払い、次年度から毎年3月末日までに支払うものとする)

のとする)

(3)休会費 2,000 円 (すでに年会費を納めている年度は発生せず、次年度から3月末日までに支払うものとする)

(最初の事業年度)

第 38 条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。

(法令の準拠)

第 39 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法律に従う。